

令和4年度

職務経験を受験資格とする

千葉県職員採用選考考査(心理・児童福祉司・
児童指導員・保育士・保健師・獣医師)受験案内

受付期間 令和4年12月19日(月)午前9時～令和5年1月10日(火)午後5時

考査日 令和5年1月22日(日)

千葉県総務部人事課

1. 考査職種、採用予定人員、受験資格

職 種	採用予定 人 員	受 験 資 格	
		年 齢 (令和5年 4月1日現在)	資格・免許等
<心 理> 職務内容：児童相談所等に勤務し、心理面接や心理判定等の業務に従事します。 求める人物像：心理に関する職務経験や知識等を生かし、即戦力として意欲的に活躍していただける方	21名 程度	59歳以下	①学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる資格を有する者(※1) ②心理に関する業務(※2)の職務経験(※3)を7年以上有すること(令和4年12月末日現在)
<児童福祉司> 職務内容：児童相談所等に勤務し、ケースワーカー等の業務に従事します。 求める人物像：児童福祉に関する職務経験や知識等を生かし、即戦力として意欲的に活躍していただける方	14名 程度	59歳以下	①児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 ②社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設における相談援助業務(※4)の職務経験(※3)を7年以上有すること(令和4年12月末日現在)
<児童指導員> 職務内容：児童相談所等に勤務し、入所児童の生活指導等の業務に従事します。(交替制夜間勤務などの変則的勤務があります。) 求める人物像：児童指導に関する職務経験や知識等を生かし、即戦力として意欲的に活躍していただける方	18名 程度	59歳以下	①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第60条第1項各号のいずれかに該当する者 ②社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設における職務経験(※3)を7年以上有すること(令和4年12月末日現在)
<保育士> 職務内容：児童相談所等に勤務し、児童と生活を共にしながら保育・生活指導などを中心に保育士の業務に従事します。(交替制夜間勤務などの変則的勤務があります。) 求める人物像：児童の保護または援護等に関する職務経験や知識等を生かし、即戦力として意欲的に活躍していただける方	5名 程度	59歳以下	①保育士の登録を受けている者 ②保育士試験受験資格認定に定める施設における業務の職務経験(※3)を7年以上有すること(令和4年12月末日現在)

<保健師> 職務内容：保健所等に勤務し、健康相談、保健指導、公衆衛生等の業務に従事します。 求める人物像：健康相談等に関する職務経験や知識等を生かし、即戦力として意欲的に活躍していただける方	10名程度	59歳以下	①保健師の免許を取得している者 ②保健師または看護師等としての業務の職務経験（助産師、公務員、法人職員又は病院等の職務経験を含む）（※3）を7年以上有すること（令和4年12月末日現在）
<獣医師> 職務内容：保健所や食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等に勤務し、家畜保健衛生、食品・生活衛生、と畜・食鳥検査、動物愛護管理、畜産業の振興、家畜等に関する試験研究等の業務に従事します。 求める人物像：獣医師としての職務経験や知識等を生かし、即戦力として意欲的に活躍していただける方	8名程度	59歳以下	①獣医師の免許を取得している者 ②獣医師としての業務の職務経験（※3）を5年以上有すること（令和4年12月末日現在）

（注）受験の申込みは、上記の職種のいずれか一つに限ります。また、申込書受理後の職種の変更は認めません。

- ※1 「これに準ずる資格を有する者」とは、児童相談所運営指針第2章第5節1（4）に定める者をいいます。
- ※2 「心理に関する業務」とは、病院や学校、福祉施設、相談機関等におけるカウンセリングや指導、判定業務等の対人援助業務（児童福祉法第12条の3第6項第1号に規定する「心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導」）をいいます。
- ※3 職務経験は、週29時間以上就業した期間が該当します。また、職務経験が複数の場合には通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。なお、最終合格発表後、勤務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。受験に必要な職種ごとに定める業務の職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には採用されません。
- ※4 「相談援助業務」とは、児童福祉法第13条第3項第2号に規定する「児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務」をいいます。
- ※5 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者（ただし、児童福祉司、保育士、保健師については、日本国籍を有しない者であっても受験できますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。）
- イ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- エ 申込開始日時点において、千葉県職員（任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）である者

2. 受験手続

インターネットから申し込み手続きを行ってください。

※インターネットを利用できない場合など、受験申込用紙を希望する方は、令和4年12月27日（火）までに総務部人事課勤務制度管理班まで御連絡ください。

「ちば電子申請サービス」(https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay.action)にアクセスし、「【職務経験を受験資格とする心理・児童福祉司・児童指導員・保育士・保健師・獣医師】千葉県職員採用選考考査受験申込（令和5年1月実施分）」の申込みフォームに必要事項を入力の上、送信してください。

※「ちば電子申請サービス」のヘルプから「FAQ」を確認し、お使いのパソコン等で申込みが可能かどうか確認してください。

※「手続き一覧」の検索メニューより「分類別で探す」に進み、「職員採用」の手続き一覧から、「【職務経験を受験資格とする心理・児童福祉司・児童指導員・保育士・保健師・獣医師】千葉県職員採用選考考査受験申込（令和5年1月実施分）」を選択してください。

※写真や資格免許の写し等のデータが必要となりますので、あらかじめ申込みフォームに必要なファイル等を確認の上、申し込んでください。

3. 受付期間

令和4年12月19日（月）午前9時から令和5年1月10日（火）午後5時まで ※受信有効

※受付期間を過ぎると、入力途中でも申込みができなくなります。時間に余裕をもって申し込んでください。

4. 考査の日時及び場所

日	時	場 所
令和5年1月22日（日） 受付 午前8時40分～8時50分 開始 午前9時00分 終了 午後6時頃		千葉県教育会館 （千葉市中央区中央4-13-10）

（注）申込者多数の場合は、令和5年1月22日（日）に1次考査として専門考査及び適性検査（2次考査として評価）を実施し、1次考査合格者について、2次考査として口述考査を2月中旬頃に実施する予定です。

また、会場についても変更となる場合があります。

詳細は、後日送付する採用選考考査の実施通知によりお知らせします。

なお、令和5年1月17日（火）までに通知がない場合は、問い合わせ先まで照会してください。

5. 考査の方法

方 法	内 容
専門考査	採用職種に関する専門的な知識・技能・能力等についての筆記考査（記述式）
人物考査	口述考査 人柄、性及び職務経験を通じて培った知識・説明能力等についての考査
	適性検査 職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査（質問紙法及び作業検査法）

- ※ 1 各考査方法には一定の基準があり、基準に達しない考査方法が一つでもある場合、不合格となります。
- 2 考査方法のうち、棄権したものが一つでもある場合には、他の考査方法についても採点を行いません。
- 3 保育士は短大卒業程度、それ以外は大学卒業程度の考査です。

6. 合否の発表

考査及び書類審査の結果に基づき合否を決定し、令和5年3月上旬（予定）に書面により本人に通知します。 ※発表時期は予定の時期から前後することがあります。

7. 採 用

採用は令和5年4月1日の予定です。

8. 給 与

（1）初任給は、個々にその学歴及び職歴に応じて決定されます。

【心理・児童福祉司、児童指導員、保健師】

例）最終学歴が大学卒業で、受験資格に該当する職務経験が10年と確認され、採用された場合（令和4年4月1日現在）

心理、児童福祉司 行政職給料表適用 31万円程度（地域手当等を含む）

児童指導員 福祉職給料表適用 32万円程度（地域手当等を含む）

保健師 医療職給料表（三）適用 30万円程度（地域手当等を含む）

【保育士】

例）最終学歴が短大（2年制）卒業で、受験資格に該当する職務経験が10年と確認され、採用された場合（令和4年4月1日現在）

福祉職給料表適用 30万円程度（地域手当等を含む）

総務部人事課ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/cj-jinji/index.html>